2026.4 月版

# 指定児童デイサービスセンターみどり重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第76条及び第77条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に対して説明するものです。

1　放課後等デイサービスを提供する事業者

| | |
|---|---|
| 名　　称 | 社会福祉法人　緑和会 |
| 法 人 所 在 地 | 沖縄県うるま市字栄野比939番地 |
| 電　話　番　号 | 098－972－4317 |
| 代 表 者 氏 名 | 理事長　上村　哲 |
| 設 立 年 月 日 | 昭和 63 年 3 月 22 日 |

2 サービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の概要等

| | |
|---|---|
| 事業所の種類 | 放課後等デイサービス　　平成 17 年 7 月 15 日指定 |
| 事 業 所 の 名 称<br>（事業所番号） | 指定児童デイサービスセンターみどり （ 4751300049 号 ） |
| 事 業 所 所 在 地 | 沖縄県うるま市字栄野比939番地 |
| 管　理　者 | 伊藝　桐子 |
| 児童発達支援管理責任者 | 伊藝　桐子 |
| 事業所の通常の<br>事業実施地域 | うるま市及びその他地域（本事業の目的達成できる地域） |
| 利 用 定 員 | 10人 |
| 連絡先及び相談担当者名 | 電話：098－972－4317　FAX：098－972－2348<br>担当者；伊藝　桐子（管理者） |

(2)事業の目的及び運営方針

| | |
|---|---|
| 事 業 の 目 的 | 社会福祉法人緑和会（法人名）（以下、「事業者」という。）が設置する指定児童デイサービスセンターみどり（以下、「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援の放課後等デイサービス（以下、「指定放課後等デイサービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、放課後等デイサービスを利用する児童（以下、「利用児童」という。）及び利用児童の保護者（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下、「法」という。）第 21 条の5の5第 1 項に規定する支給決定を受けた |

| | |
|---|---|
| | 障害児の保護者をいう。以下、「保護者」という。）の意思及び人格を尊重し利用児童及び保護者の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とします。 |
| 運営方針 | ① 事業所は、利用児童が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、利用児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとします。<br>② 指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、通所給付決定保護者の所在する市町村、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとします。<br>③ 前二項のほか、法及び「児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定放課後等デイサービスを提供するものとします。 |

（3）営業時間とサービス提供時間

| | |
|---|---|
| 営業日 | 月曜日から金曜日までとする。<br>ただし、国民の祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。 |
| 営業時間 | 午前8時30分から午後 5 時 15 分 |
| サービス提供日 | 月曜日から金曜日までとする。その他、管理者が承認した日<br>ただし、国民の祝日、12 月 29 日～1 月 3 日までを除く。 |
| サービス提供時間 | 平日　午後 1 時 00 分から午後 6 時 00 分<br>学校休業日　午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分 |

3 職員の体制等について

（1）各職種の業務内容

| 職種 | 業務内容 |
|---|---|
| 管理者 | 管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定放課後等デイサービスの提供に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。 |
| 児童発達支援管理責任者 | （1） 適切な方法により、児童の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて保護者及び児童の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を利用児童が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。<br><br>（2） アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サ |

| | |
|---|---|
| | ービス等との連携も含めて、保護者及び児童の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成します。<br><br>（3） 個別支援計画の原案の内容を保護者及び利用児童に対して説明し、文書により同意を得た上で、作成した個別支援計画を記載した書面を保護者に交付します。<br><br>（4） 個別支援計画作成後、個別支援計画の実施状況の把握を行うとともに、少なくとも6カ月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画を変更します。<br><br>（5） 利用に際し、指定放課後等デイサービス事業所等に対する照会等により、利用児童の心身の状況、事業所以外におけるサービスの利用状況等を把握します。<br><br>（6） 利用児童の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用児童が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用児童に対し、必要な支援を行います。<br><br>（7） 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。 |
| 児童指導員<br>保　育　士 | 個別支援計画に基づき利用児童及び利用児童の保護者に対し適切に指導等を行います。 |

（2）職員の配置

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障害児通所支援を提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。ただし、指定基準を下回らない範囲で変動することがあります。

| 職種 | 指定基準 | 員　数 | 常　勤 | 非常勤 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 管　理　者 | 1名 | 1 名 | 1名 | | 兼務 |
| 児童発達支援管理責任者 | 1名 | 1名 | 1名 | | 兼務 |
| 児童指導員 | 2名 | 5名 | 4名 | 1 名 | 専従 |
| 保　育　士 | | | | | |

※常勤換算とは

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（3）職員の勤務体制

| 職　種 | 勤務時間等 |
|---|---|
| 管　理　者 | ０８：３０～１７：１５ |
| 児童発達支援管理者 | |
| 児童指導員･保育士 | ①０８：３０～１７：１５<br>②１０：００～１８：４５<br>③１１：１５～１７：１５<br>④１２：４５～１８：４５ |

4 事業所の設備について

| 設備の種類 | 室数 | 面積等（㎡） | 備考 |
|---|---|---|---|
| 指導訓練室兼食堂 | 1 | 78.84 | 日常生活訓練、社会適応訓練、食堂 |
| 日常生活訓練室 | 1 | 14.80 | 個別活動･創作活動等 |
| 相　談　室 | 1 | 10.54 | 面談等 |
| 静養室 | 1 | 11.25 | 体調不良時等の静養 |
| シャワー室 | 2 | 2.28 | 失禁等の対応 |
| トイレ | 3 | 5.92（男子）<br>6.66（女子）<br>6.65（バリアフリー） | 男女別、バリアフリー |
| 洗面所 | 1 | 6.30 | 手洗い、歯磨き、洗面等 |
| 職　員　室 | 1 | 14.85 | 事務室 |

5 サービスの内容

（1） サービスの概要

サービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は当事業所の児童発達支援管理責任者が作成し、通所給付決定保護者（以下「保護者」という）及び利用児童の同意をいただきます。なお、作成した「個別支援計画」は保護者に交付いたします。

| サービスの種類 | サービスの内容 |
|---|---|
| 日常生活訓練 | 日常生活動作、軽スポーツ（トランポリン、バスケットボール、バランスボール、縄跳び、ウォーキング、ダンス、マット運動等）、音楽活動（リトミック）等を行う。 |
| 集団生活適応訓練 | 会話、パソコン操作（カードやパソコンを使ったソーシャルスキルトレーニングの実践）等を行う。 |
| 創作的活動 | 絵画、工作（季節に合わせて壁面作り、ちぎり絵、ビーズ等を使って微細運動）、園芸（畑で野菜作り）等を行う。 |
| 社会生活上の便宜の供与 | レクレーション行事（毎月の行事や、レクリエーション会を行い、児童、支援員の交流、保護者との交流を図る）等を行う。 |
| 更生相談 | 医療、福祉、生活の相談（他の福祉サービスの情報提供、サービスの斡旋や利用方法の助言、子育ての相談）等を行う。 |
| 介護方法の指導 | 家族等に対する介護技術指導を行う。 |
| 健康指導 | 健康チェック、健康相談（利用時の検温、体調不良時の家族･医療機関等の連携等健康面の支援）等を行う。 |

| サービスの種類 | サービスの内容 |
|---|---|
| 介護サービス | 更衣、排泄（トイレの誘導、介助）等の身体介助を行う。 |
| 送迎サービス | 希望者に対して、個別支援計画に基づき送迎を行う。<br>（事業所より片道30分圏内） |

（2）主な行事について

| 月 | 行事 | 月 | 行事 |
|---|---|---|---|
| 4月 | 交流レクレーション会 | 10 月 | ハロウィン |
| 5月 | こいのぼり見学 | 11 月 | にこキッズフェスタ、緑和会まつり |
| 6月 | キャリア体験 | 12 月 | クリスマス会 |
| 7月 | 遠足 | 1月 | 初詣、お正月遊び |
| 8月 | BBQ | 2月 | 節分 |
| 9月 | 交通安全教室 | 3月 | ひな祭り、お別れ会 |
| 通年行事 | お誕生日会 | | |

（3） 利用者自己負担サービスについて

| サービスの種類 | 内容 |
|---|---|
| 日用品費 | 実費 |
| 創作活動 | 材料費 1 回につき実費 |
| お や つ | 希望によりおやつの提供を行います。 |
| 昼　食 | 学校休業日において、希望により昼食の提供を行います。 |
| その他 | 日常生活において通常必要となるものに係る経費であって保護者に負担させるものが適当とみられるものの実費 |

6. 利用料金

（1） 障害児通所給付費支給対象サービスに係る利用者負担額

市町村が定める利用者負担上限月額（サービスに要した総費用額の1割相当額が低い場合には、低い方の額）となります。

なお、サービス提供に要する額として、事業者が保護者に代わり市町村から受領した障害児通所給付費の額については、書面にて保護者にその都度通知します。

（2） 利用者自己負担によるサービスについて

| サービスの種類 | 費用等 |
|---|---|
| 日用品費 | 実費 |
| お や つ 代 | 1回あたり 150 円（実費相当額） |
| 昼　食　代 | 1回あたり 300 円（実費相当額） |

| | |
|---|---|
| 創作活動に係る材料費 | 1 回につき実費 |
| 各種活動費の実費 | 1 回につき実費（各施設の入園費用、買い物体験の際の小遣いなど） |
| その他 | 実費 |

（3） 欠席時の対応について

急病等により、利用を予定していた日の前々日、前日又は当日に欠席の連絡をいただいた場合について、電話等により利用児童の状況を確認し、次回の利用の相談援助を行い、その内容を記録した場合は、欠席時対応加算を算定させていただきます。

（4） サービスの中止

災害時等事業所の都合でサービスの提供を中止する場合があります

〇自然災害等（台風、大雨、洪水等） 〇道路状況等（道路の破損、工事等）

〇感染症拡大等

（5） サービスの終了

① 利用児童及び保護者の都合でサービスを終了する場合は、サービス終了する場合の 30 日前までに事業所へ申し出てください。

② 当事業所の事業で（人員不足、事業所閉鎖等）によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合、サービス終了日の 30 日前までに、文書によりお知らせします。

③ 次の場合は、自動的にサービスの終了となります。

ア. 利用児童の障害児通所給付費の支給決定が取り消された場合、もしくは障害児通所給付費支給期間終了に伴い障害児通所給付費支給申請を行った結果、不支給となった場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了とする。

イ. 利用児童が施設に入所し時

ウ. 利用児童が死亡した時

7 支払い方法

利用料金は、1ヵ月ごとに計算し、翌月の 10 日までに請求しますので、17日までにお支払いください。支払いは、原則として自動口座引き落としでお願いします。ただし、これによりがたい場合は、現金または振込でお願いします。

8 利用者の記録及び情報の管理等

（1） 事業者は法令に基づいて、利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報についてはサービスを提供した日から5年間保管します。閲覧希望の際にはお申出ください。

（2） 利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。また、サービス提供を上で必要となる場合には、予め別紙のとおり同意書を取り交わした範囲内で情報を提供します。

9 ご利用に際し留意していただきたい事項

| 留意事項 | 備考等 |
|---|---|
| 感染症対策への協力 | 新型コロナウイルスやインフルエンザやその他感染症への感染が確認された場合は、学校の出港停止が解除されるまでは、サービスの利用はできません。<br>また、発熱や咽頭痛、咳等の風邪症状やその他の体調不良時はサービス利用をお控えください。 |
| 防犯対策への協力 | ①不審者から利用児童を守るため、サービス提供中は、中から施錠させていただきます。<br>②事業所へのお迎えは、事業所の外でお願いします。<br>③事業所へご用の際には、入り口に設置してありますインターホンでお知らせください。<br>④防犯カメラシステムを設置しております。<br>⑤窓ガラスに防犯フィルムを張り、外部からの侵入を防ぎます。 |
| 事業所及び法人施設内での撮影について | 利用者や職員のプライバシー及び、施設内における個人情報保護のため、無断でのカメラ・デジタルカメラ・スマートフォン・ドローン、その他撮影機能を持ったあらゆる機器での無断撮影及び録音を禁止します。<br>あわせてブログ・ツイッター・ライン・インスタグラム・フェイスブックなどの SNS への投稿や共有、その他インターネットを用いた画像の使用、また、 撮影物を第三者へ譲渡する行為は禁止とさせていただきます。 |
| 宗教活動・政治活動・営利活動等 | 児童及び保護者の思想、信仰は自由ですが、他の児童及びその保護者、職員等に対する目的とした宗教活動、政治活動及び営利活動は行わないでください。 |
| 設備・器具の利用 | 設備・器具等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。 |
| 貴重品の管理 | 保護者の責任において管理していただきます。<br>なるべく貴重品はお持込にならないようにお願いします。 |

10 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用児童に体調の急変やその他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。また、主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとします。

【主治医】

| | | | |
|---|---|---|---|
| 医療機関名 | | 診療科 | |
| 主治医氏名 | | | |
| 所 在 地 | | | |
| 電話番号 | | | |

【緊急連絡先】

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 第１連絡先 | 氏　名 | | 利用児童との関係 | |
| | 電話番号 | | 対応可能な時間 | ；　～　； |
| | 住　所 | | | |
| 第２連絡先 | 氏　名 | | 利用児童との関係 | |
| | 電話番号 | | 対応可能な時間 | ；　～　； |
| | 住　所 | | | |

11　協力医療機関

| | | | |
|---|---|---|---|
| 医療機関名 | 石川医院 | 診　療　科 | 内科・小児科 |
| 所　在　地 | うるま市石川2－21－5 | | |
| 代　表　者 | 石川　隆夫 | 電話番号 | 098-964-3049 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 医療機関名 | うえむら病院 | 診　療　科 | 産婦人科・小児科 |
| 所　在　地 | 中城村字南上原803－3 | | |
| 代　表　者 | 上村　哲 | 電話番号 | 098-895-3535 |

12. 非常災害時の対策

| | |
|---|---|
| 非常時の対応 | 別途定める消防計画書に従って対応します。 |
| 平　時　の　訓　練 | 利用者も参加の上、年2回実施します。 |
| 防　火　管　理　者 | 仲宗根　忍 |
| 防　災　設　備 | ・火災報知器<br>・消火器<br>・備蓄品（食料、飲料水等　３日分） |

13　虐待防止のための措置について

事業者は、利用児童に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該利用児童の心身に有害な影響を与える行為をしません。

（1）虐待防止に関する責任者を選定しています。

| | |
|---|---|
| 虐待防止に関する責任者 | 管理者：伊藝　桐子 |

（2）成年後見制度の利用を支援します。

（3）苦情解決体制を整備しています。

（4） 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

（5） 虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止の検討等を行います。

14 身体拘束の適正化について

（1） 身体拘束に関する責任者を選定しています。

| | |
|---|---|
| 身体拘束に関する責任者 | 管理者：伊藝　桐子 |

（2） 身体拘束に該当する場合については、家族と協議の上同意を得た後、個別支援計画に記載を行い、定期的な見直しを行います。

（3） 身体拘束が適切出るかどうかを検討する委員会開催し、その結果を職員へ周知しています。

（4） 身体拘束に関する指針を策定しています。

（5） 職員に対する定期的な研修を実施しています

15 衛生管理

事業所は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう以下の対策をしています。

（1） 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者へ周知しています。

（2） 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定しています。

（3） 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しています。

16 業務継続計画の策定等

（1） 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定放課後等デイサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

（2） 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

（3） 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。のとする。

17 事故発生時の対応方法について

（1） 事業者は、事故が発生した場合は、沖縄県、市町村及び利用児童の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

（2） また、事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

① 損害保険会社名 あいおいニッセイ同和損保険株式会社

② 損害保険の種類 介護保険・社会福祉事業者総合保険

③ 損害保険の内容
○ 対人賠償保険金 1 名あたり （300,000,000 円）
○ 保険期間中最大 （2,000,000,000 円）

（3） 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。
とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

① 利用者及びその保護者等が、契約締結時に利用者のその心身の状況及び病歴や行動障害等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。

② 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。

18. ハラスメント等

1 事業者は、緑和会カスタマーハラスメント指針に基づき、利用者に対してサービスの提供をいたします。

2 利用者・家族等による職員または法人に対する以下のような ハラスメント行為は禁止します。また，ハラスメント行為が確認された 場合は，サービスを直ちに中止することができます。

(1)身体的暴力：身体的な力を使って危害を及ぼす行為。職員が回避したため危害を免れたケースを含む。

例：殴る、蹴る、叩く、物を振り回す、コップを投げつける、 塩をつかんで投げつける等。

接触がなくても殴りかかろうと すること、椅子や棒を振り回すような危険行為を含む。

(2)精神的暴力

ア. 暴言型

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為。

例：大きな怒鳴り声をあげる、侮辱的発言（バカ、アホ等）、外見 の揶揄（デブ、ハゲ、ブス等）、名誉毀損や人格否定、執拗な叱責、 気に入っている職員以外に批判的な言動を する、威圧的な態

度で文 句を言い続ける等。

イ. 威嚇・脅迫型
職員に危害を加えることを予告して怖がらせること。
例:「殺すぞ」「頭かち割ったろか」等の直接的な暴力を予告する発言、「どうなるかわかってるやろな」「俺のバックには○○(反社会的勢力と思しき名称の組織等)がおる」等の暗に危害をほのめかす発言、異常に接近しながら怖がらせる行為、刃物を胸元からちらつかせる行為等。

(3)セクシュアルハラスメント
意に沿わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。
例:必要もなく手や腕をさわる、抱きしめる、ヌード写真を見せる、入浴介助中あからさまに性的な話をする、卑猥な言動を繰り返す、サービス提供に無関係に下半身を丸出しにして見せる、活動中のホームヘルパーのジャージに手を入れる、好意的態度を要求する等。

(4)法人の名誉を傷つけ、業務を妨害する行為
例:SNS 等の手段を用いて、特定の職員や法人の悪口を書き込む行為、法人が設定している施設運用のルールに応じず、法人に対して法律や契約の範囲を超えて無理なサービスの提供を求める、無理な主張すること及び過剰なクレームをするなどして法人への対応を迫る、その他手段の如何を問わず、法人のサービスの提供を含めた業務を妨げる行為。

19 契約の終了
(1) 保護者は、事業者に対して、30 日間の予告期間をおいて、文書で通知することにより、契約を解除することができます。

(2) 前項の規定に関わらず、契約書に規定する事由に該当した場合及び事業者が破産した場合は、保護者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

(3) 次の事由に該当した場合、事業者は保護者に対して、30 日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

① 利用児童のサービス利用料金の祖払いが正当な理由なく3か月以上遅延し、料金をしはらうよう催促したにもかかわらず、30 日間以内に支払われない場合

② 保護者または利用児童、事業者やサービス事業者または他の利用児童に対して、その生命・身体・財物・信用を傷つけることによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

④ 事業所の滅失や重大な破損により、サービス提供が不可能となった場合

(4) 利用児童の障害児通所給付費の支給決定が取り消された場合、もしくは障害児通所給付費支給期間終了に伴い障害児通所給付費支給申請を行った結果、不支給となった場合、所定の期

間の経過をもってこの契約は終了します。

（5）次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
① 利用児童が施設に入所した場合
② 利用児童が死亡した場合

（6）緑和会カスタマーハラスメントに対する基本方針及び本規定第 18 項に該当し、 法人から注意を行い、改善を促したにも関わらず従わない場合

## 20 苦情・要望の受付について

（1） 具体的な方針

苦情窓口としては、児童発達支援管理責任者が責任をもって受付けし、苦情解決責任者まで必ず報告し、その後、速やかに職員を交えて話し合いを行い、苦情の解決に向けてベストな方法を選び苦情申出人へ提案します。

| | |
|---|---|
| 事 業 所 | 窓口担当者;伊藝 桐子　　苦情解決責任者; 仲宗根 忍<br>受付日;月曜日から金曜日　　受付時間;午前9時から午後5時<br>電話番号;098－972－4317　FAX番号　098－972－2348 |
| 第三者委員 | 比嘉 智子／社会福祉士・精神保健福祉士<br>眞壁 弘　／介護福祉士 |

（2） 行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は沖縄県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

| | |
|---|---|
| うるま市役所<br>障がい福祉課 | 所在地　　うるま市みどり町1丁目1番1号<br>受付日　　月曜日から金曜日　受付時間　午前9時から午後5時<br>ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。<br>電話番号　098－972－5452<br>FAX番号　098－973－5117 |
| 沖縄県福祉サービス<br>運営適正化委員会 | 所在地　那覇市首里石嶺町4-373-1<br>沖縄県総合福祉センター西棟4階<br>受付日　月曜から金曜日　受付時間　午前9時から午後5時<br>電話番号　098－882－5704<br>FAX番号　098－882－5714 |

指定放課後等デイサービスの利用の開始に際し、本書面に基づき、重要事項の説明を行ないました。

事業者

（所在地）うるま市字栄野比 939 番地

（法人名）社会福祉法人緑和会

（代表者名） 理事長 上村 哲 印

（事業所名） 指定児童デイサービスセンターみどり

（説明者） 所属 指定児童デイサービスセンターみどり

氏名 印

私は本書面に基づいて事業所から放課後等デイサービスの提供および利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用児童

（氏 名）

保護者

（住 所）

（氏 名） 印

（続 柄）